

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
【英訳名】	Wellness Communications Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 泰秀
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 CFO 千葉 健人
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松田泰秀及び執行役員CFO千葉健人は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することにより、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制のみでは財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

また、当社は、本報告書対象期間となる2026年2月27日付で株式会社あしたのチーム（当該子会社）の株式を取得し、同社を連結子会社としました。これに伴う内部統制システム整備の一環として、決算期末までに、当社から役員を派遣するとともに経営管理契約を締結し、子会社を含めたガバナンスの体制整備・強化に向けた取り組みを進めております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備状況及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性を評価しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。重要性の判断に当たっては、金額的重要性及び質的重要性並びに不正リスクを考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に重要な関わりを有する勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス及びリスクが高い取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスについては、財務報告への影響を勘案し、評価対象に追加しております。

なお、当連結会計年度において、新たに連結子会社となった株式会社あしたのチームについては、みなし取得日以降の評価対象期間が約1カ月と短く、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響も軽微であると判断いたしました。このため、当該子会社に係る内部統制については当連結会計年度の評価範囲としてはおりません。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。